

吸収分割に関する事後開示書面

2020年10月1日

株式会社リビングプラットフォーム
株式会社チャレンジプラットフォーム

2020年10月1日
株式会社リビングプラットフォーム
代表取締役社長 金子 洋文
株式会社チャレンジプラットフォーム
代表取締役社長 金子 洋文

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社リビングプラットフォーム（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社チャレンジプラットフォーム（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で、2020年7月22日付吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年10月1日を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が、吸収分割会社が営む障がい者支援事業（ただし、本件吸収分割契約に規定される範囲に限り、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ経営に関する事業を除く。）を承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）に関し、会社法第801条第3項第2号並びに会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は、下記のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年10月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

（1）吸収分割会社における株主の差止請求

本件吸収分割は、吸収分割会社において、会社法第784条2項に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本件吸収分割は、吸収分割会社において、会社法第784条2項に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

吸収分割会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

（4）債権者の異議

吸収分割会社は、吸収分割承継会社に承継される債務について併存的債務引受けを行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条、及び第 799 条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）吸収分割承継会社における株主の差止請求

株主から、会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 1 項本文に従い、株主総会の承認決議を経ずに
本件吸収分割を実施しており、同社の発行済株式の全てを所有する吸収分割会社が特別支
配会社に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

（3）債権者の保護

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、2020 年 8 月 14 日付官報により、本
件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間までに債権
者から異議の申し出はありませんでした。なお、吸収分割承継会社は、2020 年 7 月 20 日に
設立され、それまで事業を行っていなかったため、債権者が存在せず、知れたる債権者に向
けた格別の催告はしておりません。

4. 本件吸収分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、2020 年 10 月 1 日付で、吸収分割会社から本件吸収分割契約に定
められた権利義務等を承継しました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 10 月 1 日

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上